

1	申請者	住 所	寒川町岡田 7－8－1				
		氏 名	(有)クリーニング小島 代表取締役 小島秀元				
2	敷地の位置		寒川町岡田 1 0 4 9－1，－2				
3	用途地域等		第一種住居専用地域				
4	防 火 地 域		準防火地域				
5	地区計画		寒川駅北口地区				
6	主 要 用 途		クリーニング工場兼店舗兼共同住宅				
7	工 種 種 別		用途変更				
8	周 辺 の 状 況	計画地	： J R相模線「寒川」駅の北約 2 5 0 m				
		周辺の状況	：				
		〔東側〕	専用住宅				
		〔西側〕	道路(町道岡田 19 号)				
		〔南側〕	区画道路				
		〔北側〕	専用住宅				
9	提 案 要 旨	抵触内容	： 計画建築物の用途が、寒川町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例第 4 条に規定する建築物の用途制限に抵触するため。				
		提案理由	： 計画建築物の作業時間が現在の店舗の営業時間の範囲内であること、搬入・配送の回数が現在と変化がないこと、使用する機械や配置が振動、騒音等の発生を抑制するよう配慮されていることなどから、クリーニング工場に用途変更しても周辺環境へ大きな影響はないと認められる。 このことから、周辺の健全な都市環境に支障がないと認められるため、許可相当として提案するものである。				
			申請部分	申請以外の部分	合 計	敷地面積との比	
1 0	敷地面積	1 3 1． 0 0 m ²	－	1 3 1． 0 0 m ²	計 画	法規制	
1 1	建築面積	7 4． 2 1 m ²	－	7 4． 2 1 m ²	5 6． 6 4 %	6 0 %	
1 2	延べ面積	1 4 2． 8 3 m ²	－	1 4 2． 8 3 m ²	1 0 9． 0 3 %	2 0 0 %	
1 3	最高の高さ	7． 7 0 m					
1 4	構 造	鉄骨造一部木造					
1 5	階 数	地上 2 階					
1 6	備 考	平成 2 2 年 1 2 月 条例第 1 6 条第 1 項許可申請提出 平成 1 3 年 7 月 建築許可申請 現在の建築物の主要用途は、店舗兼共同住宅					

1 7 環 境 の 評 価 に つ い て	周辺環境への影響について、次の 5 項目について検討した。 ○騒音の影響について ・騒音源となる機械等は、外壁から離れて配置されている。 ・作業時間は、午後 3 時から午後 6 時の間と集約されている。 ・搬入・配送時の敷地出入りに伴って発生する騒音は、午前 1 1 時と午後 4 時の 1 日 2 回で現在と変化はない。 ○交通量の影響について ・搬入・配送時の敷地出入りは、午前 1 1 時と午後 4 時の 1 日 2 回で現在と変化はない。 ○臭気の影響について ・臭気の伴う作業はない。 ・ボイラー煙突及び乾燥機ダクトは、屋根の高さまで延長されている。 ・換気扇は直接排気があたらないよう、フードが配置されている。 ○振動の影響について ・振動源となる機械は、外壁から離れて配置されている。。 ・振動の伴う水洗機は、振動を吸収する構造になっている。 ○照明・光の影響について ・作業終了時間は午後 3 時から午後 6 時であり、現在の店舗の営業時間の午前 9 時から午後 7 時の範囲内である。 ・搬入・配送時の敷地出入りは、午前 1 1 時と午後 4 時であり、影響はない。
--	--

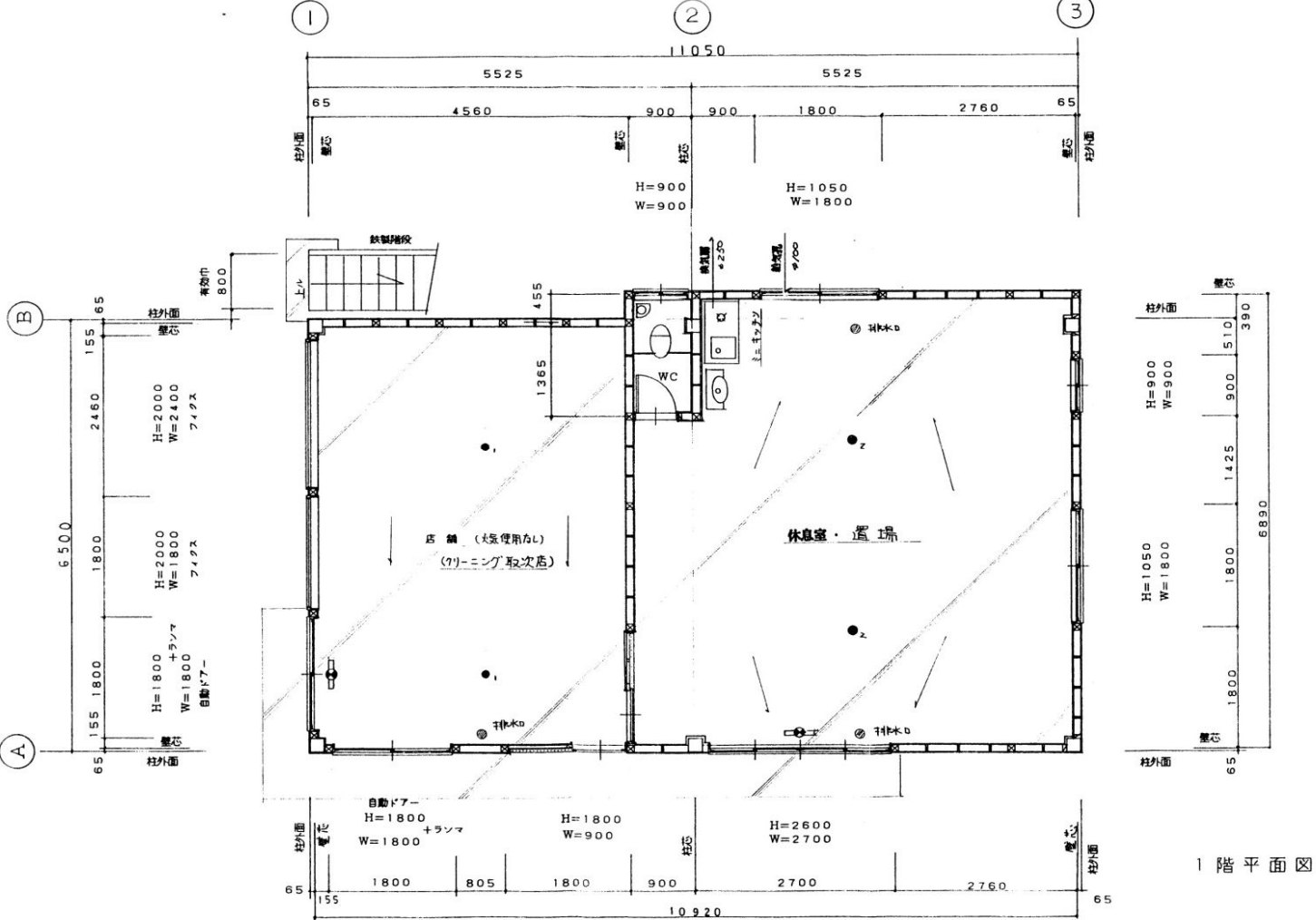
案内図



現況概観写真



計画平面図



計画平面図

